

(案)

企画提案仕様書

1 委託業務名

うちなー野菜生産力強化事業 島ヤサイ産地調査等委託業務

2 背景及び目的

沖縄県において、戦前から導入され伝統的に食されてきた地域固有の農産物は、島ヤサイ（島野菜）と呼ばれ親しまれている。一方で、その生産振興を図るに当たっては、栽培体制や種苗の伝承・保存体制が不安定であることが課題となっている。そこで本委託業務では、島ヤサイの生産・需要拡大に向けた基礎資料の整備を目的とし、産地の実態等について調査する。また、産地間で情報交換を行う機会を設け、各産地の知見を深めるとともに連携強化を図れるよう支援する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月11日（木）まで

4 委託料上限額

(1) 委託料の上限額は、1,200,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額ではない。

(2) 委託料の支払いについては、精算払い原則とし、必要に応じて概算払いに応じる。

(3) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。

① 直接人件費

② 直接経費

ア 旅費

イ 印刷製本費

ウ 需用費（消耗品費、燃料費等）

エ 役務費（通信運搬費等）

オ 使用料（機械リース、レンタカー、高速道路使用料、パソコンリース等）

カ その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）

③ 再委託費

④ 一般管理費（上記①及び②）の合計額の10%以内とする）

⑤ 消費税（各経費は税抜き価格として、別途消費税を併記する）

(注1) 各積算費目の単価と内訳を記載すること。

(注2) この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(注3) 消費税は10%で計上すること。

(案)

5 委託業務（企画提案）の内容

(1) 対象品目：島ヤサイ（伝統的農産物 28 品目）

(2) 調査内容

1) 島ヤサイ産地実態調査

内 容：島ヤサイのうち、今後需要の拡大が見込める 1 品目（例：へちま）を対象に産地の実態調査を実施し、課題を抽出した上で必要な支援策を講じる。また、島ヤサイに関する知見の共有や普及を念頭に、情報を取りまとめ基礎資料として整理する。

2) 島ヤサイの生産振興に向けた意見交換会

内 容：今年度の委託内容を踏まえ、島ヤサイの生産振興に向けた意見交換会を開催する。

参集範囲：産地（市町村）、行政、流通機関、生産者、その他有識者等

3) その他、事業を効果的かつ円滑に推進するための提案

4) 総括

6 報告書の作成と提出

受託者は、委託事業完了後、速やかに報告書としてとりまとめ紙媒体で5部提出するものとする。

なお、報告書は、電子媒体も提出するものとする。

7 知的財産権等の取扱い

本業務により生じた著作権を含む全ての知的財産権は、委託者である沖縄県に帰属する。

ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

8 秘密保持及び個人情報の取扱い

(1) 本業務により得られた成果品、資料、情報等は、委託者の許可無く他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

(2) 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この委託が終了、又は解除されたあとにおいても同様とする。

(3) 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その

(案)

他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

なお、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律 57 号)を遵守する。

9 契約不適合責任

- (1) 受託者は、本県に納入した成果品に関して契約の内容に適合しない場合について、運用の開始の日から起算して 1 年間、担保の責を負うものとする。
- (2) 受託者は、成果品の不適合が受託者の故意又は重大な過失に基づく場合には、当該不適合を発見したときから 1 年間、担保の責を負うものとする。
- (3) 県は前 2 項の期間において不適合のある納品物について、受託者に相当の期間を定めて補修を依頼し、または補修に代え若しくは補修と共に当該不適合により生じた損害に対する賠償の請求をすることができるものとする。

10 業務再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

① 契約金額の 50%を超える業務

② 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次の業務については事前の承認を要さない。

① 資料の収集・整理・複写・印刷・製本

② 原稿・データの入力及び集計

③ 調査票の封入・発送業務、未回答者への架電・追加の情報収集

④ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に県と別途事前協議を行った業務

(3) 再委託の相手方の制限

本業務に係る企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。

(案)

11 その他留意事項

- (1) 委託候補事業者として選定された場合であっても、当該事業者が提案した企画提案書の内容全ての実施を保証するものではない。
- (2) 本仕様書記載の委託業務の内容や積算項目等について、予算や諸事情により変更することがある。
- (3) 業務完了時において、実際に要しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額するものとする。
- (4) 本業務に関する事務は、受託者が行う。
- (5) 受注者は業務遂行にあたって、委託者と十分な打合せを行うとともに、発注者と緊密な連携をもって行わなければならない。
なお、業務の進捗状況を随時、委託者に報告すること。
- (6) 受託者は、業務の遂行上必要と認めるものであって、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、決定する。
- (7) 受託者は、この業務に係るすべての書類を整備し、令和14年3月末まで保管すること。